

令和8年度正和中学校いじめ防止基本方針

令和8年4月1日

桑名市立正和中学校いじめ防止対策推進委員会

1 はじめに

本方針は、国の「いじめの防止等のための基本的な方針」、ならびに「三重県いじめ防止基本方針」に基づき、いじめの防止等のための対策に関わる基本的な考え方を示すとともに、本校の体制や取組等について、具体的に示すものである。

2 いじめの防止等のための対策に関わる基本的な考え方

(1) 基本理念

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるだけでなく、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあり、決して許されるものではない。

本校では、全ての生徒がいじめを行わず、他の生徒に対して行われるいじめをはやしたてたり、傍観したりすることがないようにするため、いじめが生徒の心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する生徒の理解を深めること、さらに、生徒が一人ひとりの違いを理解し、自らを大切に思う気持ち及び他者を思いやる心を育むことにより、いじめの問題について理解を深め、いじめ防止に向けた主体的かつ自主的な行動ができるようになることをめざし、いじめの防止等のための対策を行う。

(2) いじめの定義

「いじめ」とは、生徒に対して、当該生徒が在籍する学校に在籍している等当該生徒と一定の人的関係にある他の生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。 【いじめ防止対策推進法第2条】

(3) いじめの認知

個々の行為が「いじめ」にあたるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた生徒の立場に立つて行う。また、いじめの認知は、特定の教職員のみによっておこなうのではなく、学校として組織的におこなう。

(4) いじめの態様

いじめの態様として、次の10項目に整理する。

- 冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- 仲間はずれ、集団による無視をされる
- 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- 金品をたかられる
- 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる
- 卑わいことを言われたり、身体を触られたり、性的な動画・画像を撮影・送信させたりするなど、性的な嫌がらせや性的な行為をされる
- その他

(5) いじめの理解

いじめは、どの生徒にも、どの学校でも、起こりうるものである。とりわけ、嫌がらせやいじわる等の「暴力を伴わないいじめ」は、多くの生徒が入れ替わりながら被害も加害も経験するものと捉える。

また、いじめの加害・被害という二者関係だけでなく、学級や部活動等の所属集団の構造上の問題、「観衆」としてはやし立てたり面白がったりする存在や、周辺で暗黙の了解を与えている「傍観者」の存在に、注意を払う。

3 いじめの防止等のための対策

(1) 本校におけるいじめの防止等のための対策

(ア) いじめの防止のための取組

- なかまづくりの推進、友だちと一緒に楽しむ行事や活動の充実
- わかる授業づくりと規律正しい生活態度の定着をめざす指導
- ネットリテラシーや情報モラルを育む教育の推進

(イ) 早期発見のための取組

- 桑名市および三重県によるアンケート調査（6月・9月・1月）
- スクールライフノート（心の天気）の実施（毎朝）
- スコラ手帳・Foresightの活用等によるコミュニケーション、観察（毎日）

(ウ) 相談体制の確立

- スクールカウンセラーだより、保健室だよりの発行
- 相談室（心のへや）の整備、教育相談の充実、家庭訪問・個人懇談会の実施

(エ) いじめ事案への対処

- 速やかに学校長に報告するとともに、校内対応会議をもつ
- 迅速に事実確認をおこない、指導や支援の体制・方針を決定する
- 被害生徒の立場に立った対応をする
- 対応について、できるだけ対面で速やかに保護者へ説明する
- 被害生徒・加害生徒の保護者へ継続的に情報提供し、連携する
- 指導の経過等の記録を残すとともに、桑名市教育委員会に報告、相談する

(オ) 家庭、地域との連携・協働

- 保護者、地域に学校基本方針の周知
- 学校・学年・学級だよりの活用
- スマホ・ネット啓発講座の実施
- 教育懇談会の実施

(カ) 関係機関との連携

- 暴力行為を含む等、事案の内容によっては、警察に相談・通報する
- 指導効果が見られない場合などは、積極的に関係機関との連携を図る

4 重大事態への対処

(1) 重大事態とは

- ① 「いじめにより当該学校に在籍する生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき」
- ② 「いじめにより当該学校に在籍する生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき」 **【いじめ防止対策推進法第28条】**
 - ① ……生徒が自殺を企図した場合、身体に重大な傷害を負った場合、金品等に重大な被害を被った場合、精神性の疾患を発症した場合など
 - ② ……不登校の定義を踏まえ、欠席日数の目安を30日とする

(2) 重大事案への対処

重大事案への対処については、桑名市いじめ防止基本方針「（別紙）重大事態発生時の報告・調査」フロー図等に基づき、桑名市教育委員会の判断に従い、対応する。

5 学校いじめ防止基本方針の更新、見直し

本方針は、国や県、市からの指導や情報提供、他校との実践交流、自らの点検・評価などにより、継続的に見直しを図り、年度毎に更新していくものとする。